

古代末期における武士の一考察

— 頼親流源氏大和宇野氏の場合 —

永 島 福 太 郎

—

武士発生史の研究の一斑として、頼親流源氏大和宇野氏をとりあげて見る。宇野氏は、清和源氏の一流として、大和守源頼親の子孫が土着し武士化したものといわれる。すなわち、頼親の子孫で宇野七郎と号した親治が、保元の乱に崇徳上皇方に参じて活躍したことで、いちおう大和源氏宇野氏の成立がしのべる。

親治は『保元物語』によれば、宇野七郎と称し、また大和奥郡の住人という。これによれば親治は、いちおう大和宇智郡宇野に住したと比定できるし、ようやく宇野氏と称するに至ったともいえよう。とすれば、大和守頼親の子孫が、親治に至るまでにおいて、この宇野の地にどのようにして土着したのであろうか。また親治が土着したといえるものであろうか。

繰り返すが、親治の祖の頼親は、摂関家の侍であった。そして親治は、保元の乱に武士として活躍した。また中世

には武士宇野氏がある。これで頼親流の土着が説かれようが、それは早断に過ぎるといえよう。頼親流源氏の大和との関連がいかに発展したか、その検討を必要としよう。このことは、広く平安期武士の在地型態の研究となるし、さらには古代末期の武士の性格をうかがうものとなろう。

一

源義経が兄の頼朝に追われて吉野山に逃亡したことは世にしられている。吉野山金峯山寺の教俗両界にまたがる大勢力をたのみにして、ここに逃げこんだものであるが、その金峯山寺僧徒のうちに、源氏一族の者がいたからでもあつた。義経にはまた、この吉野地方には郷愁ともいべきものがあつたらしい。有名な「腰越状」(吾妻鏡)（所掲）によるところ、義経はその孩児のころ、吉野・宇陀両郡境にあつた龍門牧にひそんでいたといわれる。ここには母の常盤の縁者があつたというが、この地方には源氏一族が蟠居していた。その近くに、六孫王(源経)の墓などと伝えられるものすらあり、それが源氏一族にまつられていたにちがいない。義経が逃げこんだ理由に、これらが加えられよう。吉野山の近傍に源氏の多くいたことは、これを示す有力な史料がある。それは、次の注文案である。

仲繩子小冠

頼政入道子次郎藏人

在所吉野中院阿闍梨許、

仲繩子童

住吉野、西金堂衆高文房相具之、

定学九郎

住吉野山、相具肥前々司、

西養八郎房

住高市郡南郷ハウチの里也、

この注文案は、治承四年（一一八〇）に宇治平院で敗死した源三位頼政の遺児残党を書きあげたもので、現に奈良興福寺の所蔵にかかる。これと一括の文書は、寿永二年（一一八三）のものだし、書風その他を勘案して、この注文案はそのころのものということができる。これについては、興福寺が平氏から頼政残党の搜索を厳命され、やむなくその氏名と潜伏ないし居住場所とを報告したその扣え書きと推察した。⁽¹⁾ ここに頼政およびその弟の仲綱のそれぞれの子息や一党が吉野山に逃げこんでいたのが発見されたということがしれる。この注文では、すでに逮捕されたものが多いようであるが、ともかく、頼政の遺児たちが吉野山へ逃げこめたのは、その縁者が吉野山にいたことであるにちがいない。まして与党の一人、西養八郎房が高市郡南郷の羽内に住していたといえ、ここは吉野山と山一つ隔てた近傍である。この地方に源氏一族があつたこともしれよう。かくて、諸国源氏の蜂起のさい、源行家にしたがつておこつた大和の源氏がしられているが、それらは絞上の武士たちの一族であろう。やがて義経が吉野山へ逃げこんでくるのも当然といえよう。

ところで、ここに述べた大和の源氏は、いざれも南大和のものである。本稿で主題とする宇野氏も宇智郡内におこつてくるのだから、これも南大和である。それで、なぜ南大和に源氏がおこってきたかということが問題とされよう。もちろん、北大和では、この時代に源氏の活動は目立っていない。この南大和に大和源氏のおこるゆえんは、宇野氏のおこりを説明することで明かになる。

註1 摂稿「源平合戦の新史料」（『日本歴史』第六六号、昭和28・11）参照。なお本文書および一括文書は、竹内理三編『平安遺文』三九一五号以下に掲載された。そこで本文書を編者は、「頼政敗戦直後の治承四年五月ノ比ノモノナラン」と接註し

ているが、敗戦以後、やや時日の経過したころのものとすべきであろう。

三

「武者ノ世」の開幕（抄愚管）として戦われた保元の乱の緒戦を、宇智郡の大和源氏である宇野七郎親治が飾ったと伝えられる。『保元物語』の説くところである。

保元の乱（一一五六）は、いちおう源平合戦といつてよい。後白河天皇・閔白忠実方の大将は平清盛、崇徳上皇・左大臣頼長方の大将は源為義である。大和源氏の宇野親治も、左大臣頼長に召されて京都に上った。すでに天皇方では軍の部署を分ち、諸国から上洛してくる上皇方の軍を京都へいれぬため、諸口へ部将を遣わした。上洛途上の親治は、宇治口へ向けられた平清盛の次男の基盛が百騎ほどを率いて進んできたとの法性寺の近辺で出会つた。親治は馬上十騎・武者あわせて二十余人の隊伍であったといわれる。当然、基盛に誰何された。ここで親治は基盛と名のりをかわし、保元の乱の緒戦を戦つた。その親治の名のりも『保元物語』に見える。

身不肖に候へども、形の如く系図なきにしも候はず、清和天皇十代の御末、六孫王七代の末孫、摂津の守頼光が舍弟、大和の守頼親が四代の後胤、中務丞親治が孫、下野の権の守親弘が子に、宇野七郎とて、大和の國奥郡に久しく住して、いまだ武勇の名を落さず、左大臣殿の召に依りて、新院の御方に参ざるなり、源氏は二人の主取る事なれば、宣旨なりとも、えこそ内裏へは参るまじけれ、

親治は基盛の数倍の軍をけちらして、これをいつたんは引きさがらせた。しかし、基盛には援軍が加わった。親治は奮戦したが、衆寡敵せず、自害のいとまもなくいけどりにされてしまった。親治の軍には援軍がこなかつたのだから、勝利はむずかしい。その武勇は、単に語り草に終つてしまつたわけである。

ところで、『保元物語』はいわゆる軍記ものである。しかも異本も多いし、本文批判の必要がある。この記事についても批判の要があることはもちろんだが、宇野親治が保元の乱に加わり、平家の公達などと戦つたことは史実であつたと思われる。そこで親治が名のつた系譜も、いちおう参考として検討してみよう。

親治は大和守源頼親の子孫で、大和の奥郡の住人だとなつた。頼親が大和守であつたのは事実である。奥郡といふのは、宇陀郡あたりの山地をさすのだが、広く南大和の山間部一帯をさすものとしてよいから宇智郡もそのうちに含まれる。そこで次には、頼親の子孫が土着して親治に至つたということが証明されねばならない。

頼親は閔白藤原道長に侍として仕え、やがて大和守に任せられた。当時、大和の国府は高市郡内にあつた。すでに興福寺東大寺などの南都諸大寺が北大和に勢力を張り、南大和にも触手してきた頃だから、国司の権力は南大和に縮まるし、國務に対してとくに興福寺の圧力が加わつた。大和を知行国とした道長は、これに反撃を加えるため、侍の頼親を大和守に任じたともいえる。ともかく、頼親が大和に赴任したことで、その子孫が土着する機縁がつくられたわけである。また諸源氏の一族も大和に入ってきたろう。この場合、土着するには南大和は条件がよかつた。南大和は、前に述べたように興福寺などの勢力が強く及んでいない。国衙の支配下にあつたし、また原野も多かつた。規模は異なるが、関東地方のような地理をなしていたから、武士の興起には恰好の地であった。さきに高市郡南郷に源頼政に味方した西養八郎房があつたことを述べたが、そのあたりからは大和源氏越智氏が現われてくる。それよりさき、宇智郡に宇野親治がおこつた。

親治は、保元の乱に敗れていけどられた。やがて斬られたのか、生命を助けられたのか、『保元物語』には語られていない。ところが、幸いにも親治が保元三年（一一五八）に在世していたことを示す史料がある。その年、親治はその弟妹たちと大和宇智郡の宇野庄を争い、宣旨を請うてこれを確保したというのである。それは、少しく後世の元

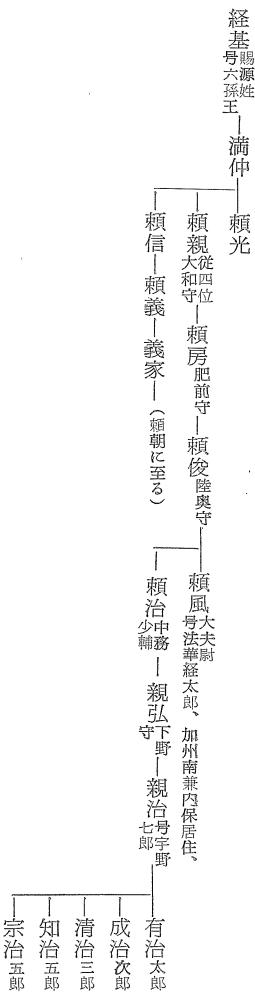
久元年（一二〇四）のことになるが、この宇野庄についてなお争いがおこり、その争いを後鳥羽院庁が裁決を与えた院庁下文案に見える（春日神社文書）。この元久年間の裁決は、領家の醍醐寺三宝院実賢の申請によるもので、成賢に当庄を領掌せしめるよう院庁が宇野庄官らに命令したものである。その文に

右、実賢去建仁四年二月日解状僕、件庄者、中務水源頼治相伝領也、頼治讓嫡男親広畢、親広可讓嫡子親治之処、聊不和事、令分譲次男基重・三男親満・女子伊豫内侍高倉院女房畢、爰保元三年親治奏聞云、件庄陸奥守頼俊以後、必嫡子知行、而今依不處外小事、令分譲三人子息等畢、今苟親治相続彼頼俊所知為宗、尤親治可知行之由訴申、仍任親治申狀、被成宣旨畢、（下略）

とある。ここに保元三年に親治の在世が見えるし、その祖先や兄弟などの名がかかる。この院下文案やそこに見える保元三年ということについて、書写その他の誤りがあるうと疑えばそれまでだが、いちおうこれを信ずるとすれば、親治は保元の乱に生きのびたことになる。⁽¹⁾

ここで親治のいうところによると、弟妹三人と父および祖先がしれる。父は親広、祖父は頼治、その何代か祖先に頼俊がある。父および祖父については、『保元物語に』見える親治の語と一致する。頼俊は『保元物語』には見えない。そこで参考のため『清和源氏系図』(続本)を見よう(のみ摘記)。

の必要事項
のみ摘要記



ここに頼親・頼房・頼俊・頼治の家系が示される。頼俊は頼治の父である。この家系は正しいと思われる。以下、頼親から親治に至るまでの家系の実証かたがた各人の事蹟を見よう。親治が「大和奥郡の住人」というに至るほどに大和守頼親の子孫に土着性が生じた経過の是非もそこに論ぜられよう。

註 1　宇智郡地方において後世につくられた例えば「久留野系図」などには、親治は許されたとある。参考たるにすぎないが、註記しておく。

三

源頼親から頼治に至る家系とその大和との関係をさぐつてみよう。

頼親　御堂闕白道長の侍として大和守に任せられた。すでに大和では、奈良の東大寺や興福寺が寺領拡大に努め、国衙と寺院ないし寺院間の争いがおこっていた。とくに興福寺の横暴がはじまっていたときだったので、頼親はこれと衝突した。寛弘三年（一〇〇六）に興福寺大衆は頼親の解任を朝廷および道長に強訴した。東大寺領春日庄（いま奈内）内の興福寺僧領田の紛擾によってである（御堂闕）。このとき解任はなかつた（榮山寺文書、これは「平安遺文」に見える「四三九号」）。そのうち遷替があつたが、三たびその任についた。寛徳二年（一〇四五）には興福寺からまた解任の訴えがおこつた。次で永承四年（一〇四九）には興福寺大衆にその邸を襲われ、これと戦つて僧徒を死傷したため、興福寺の強訴にあい、翌年には土佐へ流された。その子の頼房も隱岐に流されている（百鍊抄、神木動座記「保元三年興」）。のちゆるされた。なお頼親は高市郡豊島に邸を有したといわれる。

頼房　父と同じく、流罪もゆるされたことであろう。その前後に加賀守を受領している。天喜年間（一〇五三～五七）には、

前加賀守と称し、東大寺の伊豫・近江・播磨などの諸国の封米のことについてしばしば東大寺に書状をおくつている。

(東大寺文書「平安遺文七二」)すなわち、大和に住居したものではない。ところで、承保三年(一〇七六)のこと、大和高市郡

司らは摂関家の旨をうけ、その遺領を相伝した越後權守高階業房に高市郡喜殿庄、女子および業房に高市郡および十

市郡の十市東郷にわたる豊瀬・飛鳥・輕庄・元興寺などの地を立券あるいは立券を申請している(東大寺文書「平安遺文」)。

これらの地は、故肥前守頼房が延久六年(一〇七四)に譲与したものであるという。業房は頼房の女婿であろうし、

頼房は肥前守を受領したことわかる。なお頼房が承保元年か二年に死去したこともしれる。

ところで、これらの所領は南大和にあって国府の近傍にある。これは恐らく、頼房が父の頼親から得たものであろう。すなわち、大和守として長らく大和に關係していた頼親が、南大和にその所領を開発ないし獲得したうちの一�がこれらであったといえよう。頼親が大和守に還補されるに当たって、大和に所領を持つ頼親を任命するはどうかとの難色もあつたという(前田家本)。大和守在任を利して、頼親が私領を獲得したこと示している。たまたまここにその一二が見えたが、これはいわば分与したものである。嫡家にはより以上の所領がのこされたろう。したがって、かなり多くの所領を頼親は獲得したに相違ない。そしてそれを莊園とするが、その場合、本所には摂関家をいただいたことと思われる。国司がその所領莊園を現地に獲得する状を示すものといえるし、そこにその子孫の土着するゆえんがしそう。

頼俊 頼房の子であろう。陸奥守を受領した。さきの承保三年の喜殿庄の業房朝臣の立券にさいし、關白左大臣藤原師美家政所下文が高市郡司に下されているが(東大寺文書「平安」)、摂関家政所の一員として前陸奥守源朝臣というのが連名している。これは頼俊であろう。のちに述べるように、その家来の永俊を宿院司に任せたりして、大和宇智郡にあつた藤原氏南家の氏寺である榮山寺領を侵略させたりしていることは、摂関家において要職にあつたことを示し

てゐるからである。それは承徳元年（一〇九七）以前のことという。そののち、頼俊の女子は、栄山寺領を横領し、糸や紅花を徵納している。この頼俊の女子の横領は、摂関家から康和三年（一一〇一）に停止の命をうけている（栄山寺「平安遺文」⁽¹⁾）。なお頼俊は、承徳元年前後に死去したものと思われる。ところで、この頼俊の時代に宇智郡との関係がはじめて見えるが、これは栄山寺領の横領ということであるし、その近在に自分の所領を有していたものとも考えられる。もとより、宇智郡は高市郡に近接するから、頼親時代に郡内にその所領ができていたかもしない。ともかく、この頼俊の時代に、その所領の拡大が積極化したものと思われる。かの家来を摂関家の宿院司に任命したのは、宿院領が葛上郡から宇智郡にかけて所在したので、宇智郡に勢力を持つのにも都合がよいというわけである。摂関家藤原氏の勢力を背景として、現地に勢力をつちかたことがわかる。その子孫の宇智郡内に土着する素地がつくられたのは、この頼俊の時代かとも思われる。宇野氏では、「相続頼俊所知為宗」などといい、宇野庄は頼俊以来は嫡子が相伝する例となつたというが（春日神社文書）、ここに宇野氏発生の劃期が求められるかもしれない。

頼治 頼俊の嫡子である。中務丞と称した。これは宇智郡に土着したと思われるほどである。その兄に法華經太郎と号した頼風があり、これは加賀南兼田保に居住したと『清和源氏系図』に見えるが（參看第二節）、元久元年後鳥羽院序下文案に嫡子頼治とあるのに従つておく。ところで、頼風が加賀に赴いて居住したいんねんは、祖父の頼房が加賀守を受領し、加賀へも所領を持つたためかとも想像され、国司子弟の土着をしる例ともなるが、系図の所説であるのと直ちには信用はできない。しかし、頼風の在世は信じられる。法華經太郎頼風が、のちに二見・大岡・坂合部・大鳥の四郷となる豊井庄を興福寺一乘院に寄進しているのである。これは『大乗院寺社雜事記』に掲げられている鎌倉時代の『行賢五巻記』の「一乘院領注文写」によって説ける。なお、この『行賢五巻記』と同書と思われる『簡要類聚鈔』というのがあるが、それにも見える。この書物では頼風の寄進という説明は欠いているが、下層の寄進者の名称

など、ことさら列挙する必要がないとして記されなかつたのである。ところで豊井庄は東大寺領であつた。東大寺の支配関係文書は仁安三年（一一六八）—治承三年（一一七九）に見える。このころ、東大寺が興福寺領に進出したとは考えられないし、興福寺側に古く豊井庄関係文書が見えないことから、東大寺領豊井庄が興福寺領となつたと考るべきであろう。すると、寄進者の頼風は頼俊の子というような年代の人物とは考えられなくなる。頼風は、少しく後代の人物とすべきであろう。ここに頼治が嫡子といえることになる。

なお、頼治の一族に源師任というのがある。これは頼俊の外孫といわれている。師任は頼俊から譲られた所領を興福寺に寄進した。その所領は宇智郡内にあつたものだらう。ところが、興福寺からの課役が繁多にかかつたので、師任はそれを吉野山金峯山寺に再寄進してしまつた。たまたま興福寺と金峯山寺とが争つていた時なので、興福寺僧兵はこれを憤おつて金峯山寺を攻めた。そこで師任は吉野山を下つて宇智郡に潜伏した。その所領内か、あるいは一族をたよつたものだらう。そこで久安二年（一一四六）四月、金峯山寺の僧兵は師任を捕えるために宇智郡に乱入し、郡司の藤原頼金らと戦つた（本朝世記）。こののち、師任の動静は明らかでないが、この事件からも、故頼俊の所領を相伝した頼治の一族が宇智郡内にあつたことがしれる。また郡内に諸寺の勢力が及んでおり、その諸寺は武力をも持つていたから、これに頼親流の源氏一族が迎合したり、あるいは諸寺の争いに乗じて発展をはかつたようすもしれる。

保元三年（一一五八）、官宣旨が大和国司に下され、宇智郡内の栄山寺領を金峯山寺や宿院が横領を企てているのを停止せしめるとともに、郡内の宇野・今井・三宅などにある栄山寺領内の私領主を停止せしめている（栄山寺文書「平安遷文二九四〇号」）。この宇野の私領主などというのは、頼治かその嫡子の親広のことであるかもしれない。もちろん、寺領内の原野を開発したりしてその私領主となつたものであろう。すでに宇野庄は頼治が相伝していたのであるから、近接地の栄山寺領を蚕食したことを示すものであろう。しかし、これらの地域で、しばしば領主権の争論をしていることも見逃せ

ない。つまり、栄山寺にしても、わずかに占有を主張できるいど原野であつたのが開発されたものなので、私領主といわれる開発領主も不満であつたのかもしだれない。そのうえ、詳細には論じないが、栄山寺が主張の拠証とする寺領文書は、作為のあともうかがわれるものである。栄山寺が、根本寺領を示す文書類は、早く紛失したと主張していることも考えあわされる。ともかく、宇野に私領主の存在が見えてることは、やがて宇野氏と称する大和守頼親の一流のものとそれが無縁ではなきそうである。宇野庄内に頼治などはその居を定めたと思われるが、むしろ京都にも伝来の邸宅などを持ち、その一族を宇野に居住させる程度で、京都と深い関係をなお有していたのではなかろうか。このころ、大和葛上郡の摂関家領として頼治加納というのがしばしば見える。(五八七) 中右記大治。恐らくこの頼治が開発した地であろう。それも葛上郡に近い宇智郡内であつたかもしだれない。

親広 頼治の長子である。『清和源氏系図』には下野守とあるが、受領したかいなか明らかでない。父の頼治と同様、京都での活動は徵証し得ない。宇野庄に下向したものがいる。

親治 宇野七郎と号した。七郎とはいが、親広の嫡子らしい。この親治に至ると、宇野庄へ土着したといえそうだ。保元の乱における活動は、『保元物語』によつてしれるし、宇野庄の住人といったことにも注意をひかされる。父と不和となり、宇野庄の譲与がうけられなかつた。「依不處外少事」と、その不和のおこりが説明されているが(元久元年後鳥羽院序下文案)、このことは、あるいは保元の乱に左大臣頼長に属したことで父の怒りを蒙つたのであらうか、あるいはまた宥免されて後白河天皇方に走つたことからであるかもしだれない。保元の乱には父子ですら敵味方に分れたのだから、帰属のことによる原因したといえぬことはない。少事とはいが、これは後代の公家でいうところであり、ことさら公家の不祥事をいうことをさける表現であつたかとも思われる。

宇野庄は親広から基重・親満および女子（伊豫内侍）の三子女に分ち与えられた。ここに親治の弟妹たちがわかる。

これを不服として、頼治は公家に訴え、保元三年に宣旨を賜わってこれを獲得した。これよりさき、基重・親満らは親治の訴訟を予期して、宇野庄を醍醐寺三宝院勝賢に寄進し、三宝院領莊園とすることで確保をはかったのである。しかし、訴訟では、嫡子の相伝という慣習が認められ、父の譲与ということは敗れた。親治は宇野庄を獲得した。そのとき親治は勝賢を領家としていただくことは承認した。しかし、勝賢が親治にたびたび問答を繰りかえたので、親治は腹を立ててしまい、勝賢に背いた。これは親治の主張する嫡子相伝の論理についてその拠証などを質ねたことかもしれない。親治は戦勝の後白河天皇方に服属したことで、時運を得て訴訟を有利にしてしまったものかもしれない。かくて、親治が年貢などを送進しないので、勝賢は基重・親満らを宇野庄の地頭に起用した。これに対抗して、親治は宇野庄を抑えた。これには勝賢にしても基重らにてもいかんともし難かつたようである。やがて親治が死去し、嫡子の頼基法師に譲られた。この頼基は、三宝院勝賢に和を求めた。そこで勝賢は、これを許して基重らを解任することになった。そのころ、基重は死去するし、また勝賢も寂して実賢が相承した。⁽¹⁾ このいきさつも、後年に実賢が説くところである（羽院序下文案）。なお、この紛擾に關しての史料がある。

（元久元年後鳥羽院序下文案）

〔端裏書〕
「親満返状案 親満・基重等曾令押領時、当山ヨリノ検注ヲ愁狀也」

御消息之旨、委以承候了、祈禱之事悅承候了、又案文等委見給候了、抑宇野御庄自御山毎年検注事、故入道在生之時、依有庄民之煩被申留了、於田數者、寄文並御山檢注之旨定明白候らん歟、其事今始天不可不審ニ思食候、尚不審ニ思食ハ、各處分帳有限可令進覽候歟、又今年檢注事、親満一人歟不能進止、内侍殿・藏人殿ニ可令觸申給候、万事不具謹言、

十月十一日

源親満状

これは親治の弟の親満の返状である。春日社家大東家に所蔵される（春日神社文書）。まず、この返状がいかなるものかを推定せねばならない。ここに御山とあるのは金峯山寺と考えられる。金峯山寺は興福寺の大乘院門跡や一乘院門跡

の末寺となるのだから、この文書が興福寺とゆかりの深い春日社家に所蔵されても不思議ではない。実は大乘院坊官南家の文書が大東家に移譲されたものである。ここで、宇野庄が金峯山寺領時代のころの文書であることや、故入道とあるのは親広であることがわかる。したがつて平安朝末期の文書であると文面からではいえる。しかも、端裏書を見ると、親満・基重がしばらく宇野庄を横領していたときのことだとある。とすると、これは親治と基重・親満との間で争奪がおこった保元年間のものと考えられよう。この場合、内侍殿とあるのは伊豫内侍となる。のちに高倉院の女房になる伊豫内侍である。ところで藏人殿は基重であろうか。これには疑問はあるが、いちおう基重と考えておこう。

この文書を書風からいうと、鎌倉時代の初期ともいえる。しかし、かれこれ勘案した場合、この文書は平安末期から鎌倉初期、むしろ保元三年以後で間もなくのころといつてよからう。したがつて、保元三年以後、親治の宇野庄獲得後に、親治の存生中か、その没後かは分らないが、なお、伊豫内侍や基重の一族でもこれを奪還したことがありそうだ。すなわち、三宝院勝賢が基重・親満を地頭とした時期のことだらう。ともかく、宇野庄をめぐって、親治とその兄弟との争いが絶えなかつたといえる。それに、本所の醍醐寺三宝院や領家の金峯山寺ないし興福寺大乗院の存在が、この兄弟の紛擾をさらに激化したといえる。さらに源平合戦と鎌倉幕府の成立という政治社会激変期に際会して、いつそう混乱を生じたものである。

宇野庄は、親治からその嫡子の頼基に譲られた。ここでは地頭の称を得てゐる。これに対して、本所の三宝院ならばに基重・親満らの反撃があつたし、この反撃も一時は成功したようでもある。しかし、頼基と三宝院との妥協が成立したため、基重やその子息の重治ないし親満の策謀は、すべて不成功に終つた。なお親満の子息らは、これに関係したようすはない。あるいは、親満には子息がなかつたかもしれない。

政権が交替したのに乘じて、基重の子息の重治は、鎌倉幕府へも訴訟した。しかし、公家所領訴訟には不介入の原則をとる幕府を動かすことはできなかつた。重治はあるいは幕府の創設した地頭となつての入部をはかつたのかもしないが、これも不成功に終つた。

この基治の策謀を封じるため、いわば新政権の後鳥羽院庁に對して所領確認を三宝院実賢が願い出で、その裁許を得た許可状が元久元年（一一〇四）の後鳥羽院下文であり、その案が現存しているのである。また再度これを宇野庄官らに嚴命した長者宣案も見える（春日神社文書）。

この重治の策謀が、ここで終止したであらうか。こののち、しばらく史料が見えないので、とかくを論ずることはできない。まして、この元久元年以後間もなく承久の乱（一一一三）がおこつた。ここで頼基一族ないし重治一族の興亡が行われたかもしぬ。

ところで、この宇野庄の争論から、親治の子弟の名が知れる。これを表示すると上表のごとくになる。この親治の弟妹はともかく、頼基は既掲の『清和源氏系図』には見えない。また系図に示す有治の親治の子女についてはこの争論からは検出できない。しかし、親治の息の有治の存在を示す史料がある。それは長寛二年（一一六四）七月に興福寺が宇智郡司に令し、

親治
——
基重
——
重治
——
親滿
——
女子（伊予内侍）

有治といふ者が興福寺末寺の道興寺（寺前）に同寺領丹原庄から進納する課役を横領するので、庄内から有治を追出させていることである（兵範記裏文書「平安」）。この有治は親治の息としてよからう。とすると、さきの領基と有治との関係はいかなるものであろうか。頼基は親治の嫡子といえるし（後鳥羽院下文案）、有治も嫡子といえそうである。有治が頼基と改名したか、あるいは夭折でもして頼基が有治の嗣となつたとも考えられる。この点、頼基法師と見えるので、有治が出家して頼基と称したといえそうである。すなわち、宇野庄の相伝に關しては、親治から頼基に渡つたものというべ

きものであつたかもしれない。この点に關しては、これ以上は詳かにできない。なお系図に、有治の弟たち、すなわち親治の次男の成治以下が示されるが、この成治は基重の息の重治のことであろうと思われる。その他は未詳である。なお『源平盛衰記』によると、源三位頼政の挙兵にさいし、大和宇野氏では親治の子の太郎有治・次郎清治・三郎義治・四郎業治が同意であつたという。このように、その子息も多くあつたろうが、それらの存在を確認することはむずかしい。

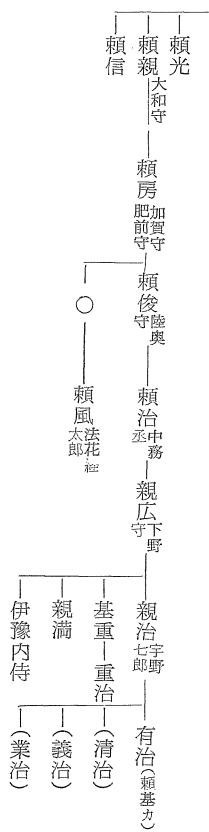
ともかく、この頼基の時代は、源平合戦時代から鎌倉幕府の成立期に当たつてゐる。この動乱期を頼基はいちおう生き抜いた。しかし、一族と宇野庄を争つてゐる。これも政権交代期の所産であつたろう。この時代には、さらに承久の乱（一一二一）がおこつた。この乱を頼基一族がいかに生き抜いたか詳かでない。そのち動静も不明である。『清和源氏系図』にも、親治の子息の代で頼親流源氏の記載がない。これらの点は注目をひかせるものがある。

ところで、ここで注意させられることは、頼基といえども、宇野庄ないし宇智郡内に定住したのかという点である。『保元物語』や『源平盛衰記』などの記述では定住を示してはいるが、親治といい、頼基といい、あながち定住したともいえなさそうである。やはり京都滞住が多かつたのではあるまい。

宇野庄における宇野氏が再び史上に現われるのは、南北朝動乱を経過した室町時代のことである。そこでは、大乗院領宇野庄の庄官となり、大乗院坊人の宇野氏となつてゐる。この宇野氏は、いちおう古代以来の宇野氏ということができるよう。しかし、承久の乱からの武士の興亡のはげしい時代、ないし南北朝動乱を経過したこととて、はたしてその正統がつづいたかいなか疑問である。一族の伝流したものである場合も、名跡をおこした場合もあり得る。ここにわたくしは、宇野氏の論述は鎌倉初期、すなわち承久の乱の直前の頼基の時代でとどむべきものと考える。その後の宇野庄の宇野氏は別個に論ずべきであろう。

ここで、元久元年の後鳥羽院下文案に引用する三宝院重賢の解文の所説をいちおう是認し、これを中心拠証とし
て頼親流大和源氏宇野氏の系図を作製してみると次のようになる。

清和天皇—貞純親王—經基—満仲



前節に掲げた『清和源氏系図』と比較して頂きたい。

註 1 東大史料編纂所の桃教授の示教による。

2 宿院領は大和に散在した。宿院庄とそれぞれすべてがいわれたが、南葛城郡の宿院庄は仲庄村の別称を持つた。

四

大和守頼親流源氏を見ると、その貴族的存在であつたことに注意がひかれる。頼親・頼房・頼俊の三代は、受領層貴族であり、荘園領主であったといえる。その土着性も稀薄である。わずかに、父祖が獲得した武名を背景とし、一般の荘園領主が用い得たのに上廻る武力を有した程度といえよう。頼房・頼俊のごときは、むしろ貴族官僚といつて

よい。武力からは遠ざかる傾向にあったといえよう。

頼親流源氏の所領は、南大和の高市・宇智両郡内にあった。やがて高市郡内のは失われたらしく、宇智郡にしばられた。頼俊の代には、摂関家の宿院領に触手し、宇智郡に北接する南葛城郡内にも所領を持つたらしい。頼俊の嫡子の頼治の名を冠した「頼治加納」というのが見えるが、これは宿院領のうちを開拓したものであろう。しかし、宇智郡に限られたといつてよいほどである。

宇智郡には、まず栄山寺が所領を設けた。やがて興福寺が栄山寺を末寺とし、栄山寺領莊園の成熟化をはかつたが、その進行度は遅々としたようである。国司もこれを妨げたらしい。一方、寺領内の開拓が進んだ。この開拓に頼親流源氏の一族所従が加わったことは想像に難くない。もちろん、興福寺も拱手していたはずはないし、東大寺もこの地方への進出を狙った。とくに、吉野金峯山寺が吉野川下流という地理的関係があつて、郡内に寺領の拡大をはかった。このころ、金峯山寺は東大寺の末寺であった。かくて、栄山寺領をめぐって、国衙・興福寺・金峯山寺および頼親流源氏の四者の競争が展開した。いずれも摂関家の支配下にあつての競争である。この競争には、興福寺と栄山寺とが結ばれて、国衙や金峯山寺ないし頼親流源氏と対抗するわけだが、栄山寺が興福寺と一体化するには至らなかつたから、栄山寺内でも諸勢力に迎合するものがあり、紛擾は絶えなかつた。辺境であったから、興福寺の勢力も強力には及ばなかつたのである。もちろん、興福寺が国衙権力を握るまでには至っていない。しかも、院政が始まると、国衙権力が摂関家ないし興福寺の勢力に対立するようになった。近隣の金峯山寺の進出も激化した。

頼親流源氏は貴族莊園領主として宇智郡に進出した。その所領莊園は摂関家を本所とした。すでに国衙権力を利用することはできなかつたし、摂関家を本所と仰ぐことは興福寺の介入を招くようになる。しかも、摂関家の勢力がやや衰兆を示してきた。そこで、頼親流源氏が国衙や興福寺の圧迫を排してその所領を確保するためには、一族所従を

現地に配して、支配強化をはからなければならなくなつた。しかも、ともかく、中央権力を背景として現地で支配権力を強化したとなると、それが微弱なものであつても、有利に展開するし、所領の拡大もはかれた。辺境のせいである。時代はくだるが、久安二年（一一四六）に頼俊の外孫といわれる源師任が金峯山寺から襲撃されたことなど、一族の繁延を示すものである。

頼親流源氏としては、国衙ないし大和の社寺に対抗する必要があつたし、また国衙領の蚕食を試みるというものであつた。この場合、一族の在地化をはかるし、在地私領主の郎等化に努めた。しぜん、武力の増大があつた。しかし、それ以上に頼親以来の伝統にもとづき、摂関家の権威にすがることであつた。承徳のころ（一一五八）、頼俊がその家礼を宿院司に補して栄山寺領を蚕食したなど、その一例である。この蚕食は、加地子を徵納した私領主となつたものである。しかし、すでに大和が摂関家の知行國となつていたし、頼俊が摂関家の家礼であるとともに、家礼を宿院司という摂関家の役人に任命したうえでの加地子徵収だから、かなり合法化を装つていたといえる。しかし、栄山寺では官省符田たることを理由としてこれに抵抗したので、頼俊の蚕食は停止せしめられた。ところが、頼俊女がふたたび私領主としてこれに臨んだ。糸・紅花を徵収したというが、これは加地子としてであろう。糸・紅花・雑紙などこの地方の特産であった。この頼俊女の押妨も、栄山寺の訴訟によつて、摂関家から勧学院政所下文が発せられ、興福寺使が下向して停止せられた。栄山寺はすでに興福寺の末寺となつていたので、興福寺使が下向して処置したようだが、摂関家がそれと一体化した興福寺の武力を借りたというべきものであろう。やがて興福寺が大和国の国司化する前兆である。

ところで、頼俊やその子女の押妨が、摂関家から停められている事実は重視される。頼俊については、「頼俊朝臣」といわれているから、これは貴族である。その女も、ともに在京したと思われる。しかも、その家来が宿院司に任補

される便宜さえ有しているのだから、摂関家の家司であったたるう。それゆえ、この押妨ということは、現地において他に画策するものがあつたと考えさせられる。事実、康和四年正月の興福寺政所下文には、「凡件女子沙汰、僧慶寂之所為、甚不當也」と見える（榮山寺文書）。慶寂という僧が、その現地での画策者といえよう。慶寂は榮山寺か金峯山寺の僧徒であろう。頼俊の場合はともかく、その女子の押妨は、この慶寂が為にするところがあつて策謀したといえる。ここになお、頼親流は土着していないうことが明らかであるし、貴族莊園領主ということができる。その一族ないし所従が現地にあつたかもしだぬというに過ぎない。

ところで、頼治の代になると、その一族の師任が金峯山寺僧徒に追捕されるという事件が生じた（前説）。この事件は師任がその所領を興福寺に寄進したり、金峯山寺に改め寄進したことでおこつたものである。しかも、金峯山寺僧兵の乱入に対し戦つたのは、師任を一族とする頼親流源氏ではなく、郡司藤原頼金である。所領を確保するためには、興福寺や金峯山寺に寄進せねばならなくなつた事実、ないし、ここで自ら戦いを挑むことができなかつたことは、その勢力が衰えたといえるし、もともと強力ではなかつたといえる。増大過程にある興福寺勢力などには対抗し得ぬものとなつた。頼俊の子息というには疑問があるが、法花經太郎頼風が豊井庄を興福寺に寄進するのも当然である。莊官と成り下るのも時間の問題となつた。保元三年（一一五八）に宇野・今井・三宅などに生じた榮山寺領内の私領主を停止する官宣旨が大和国司に下されるが、このうちには頼親流源氏もあつたろう。榮山寺はすでに興福寺の握るところだから、頼親流源氏の所領となつたと思われる宇野庄なども興福寺領となり、頼親流源氏はその莊官化したことであろう。この現地情勢の推移に関連して、頼親流源氏は中央政局でも衰退したのではあるまいか。これは頼俊の子息の頼治の代を過ぎたころであろう。いわば宇野庄の地頭となつたといえよう。貴族莊園領主から現地領主への転落である。そこで土着性も強くなつたといえよう。しかし、それでも全く京都を去つたわけでもなかろう。そ

の嫡流はなお再起を期して住京したものと思われる。

ここで、頼治の孫の親治が宇野七郎と号したということには注目させられる。親治は親広の嫡子らしいから、太郎と号すべきだが七郎といつてはいる。この点は、あながち末子相続などとせんざくする必要もなかろう。単にかく名乗つたとしてよからう。しかし、宇野と号したことは、宇野への定住を偲ばせるものがある。『保元物語』に「大和奥郡の住人」といったと見えるのもこれを証するようである。頼親流源氏が宇野庄を中心とする宇智郡の所領を確保するために、宇智郡に下向して定住をはかったといえぬこともない。例えば、親広がその子の親治を宇智郡に下向せしめたとも考えられる。しかし、頼親流源氏が全く公家仕えを断念し、宇智郡に下向してしまったものとはいなさそうである。保元の乱にさいして親治が左大臣頼長に招かれて上洛したのも、なお公家との接触が密であったことを示している。また親治の妹が高倉院の女房であつたこと、さらに兄弟と思われるものに藏人の任にあつたものがあるなど、頼親流源氏が田舎に土着しきつたものとは考えられぬことである。

親治が保元の乱に参じたさい、馬上十騎その他を合わせて二十余人の軍勢であつたといわれる（保元物語）。親治の武士化は示されるが、田舎領主とすれば、この程度の兵士の動員は可能であつたろう。いまだ武士団の成立といえるものではない。これを保元の乱の主力となつた源為義・義朝父子らの頼信流源氏と比較すれば、かなりの差異が観取できよう。兵力という点でも大きな差がある。

頼信流源氏の祖である頼信は、頼光⁽¹⁾・頼親の弟である。しかし、武門源氏はこの一流にその名があがつた。父祖以来の鎮守府将軍に代々任せられ、東国で戦乱を鎮めたからである。たまたま、頼信が兄をさおいて鎮守府将軍に任せられたからに他ならない。すなわち、東国に関係したからである。頼信にしても、長兄らとひとしく、受領層貴族として、また荘園領主的存在であつたが、だままで武官としてその指揮官に任せられたこと、しかも武力の秀れた闕

東の豪族たちを統率する任に当たったことが、将来の発展をもたらしたものである。頼光・頼親は、武力を持った在地豪族を配下とすることはできなかつたし、その所領とした畿内近国では、在地豪族の武士化が進んでいない。したがつて、自らその在地性を深めたといつても、莊官化がせいぜいのところであつた。

保元の乱は、兵力の多寡や強弱にもとづく武力の大小を如実に示すこととなつた。そこで武士団の形成が急がれたといえよう。その主動力は、武士化を進めた在地豪族にあつた。とくに関東の豪族たちは、その棟梁を求めていた。ここに迎えられたのが、例えは頼朝である。義仲についてもほぼ同様である。しかも、各地の莊官的豪族らも武士化を進めた。源平合戦の亂相もこれを促進せしめたといえよう。しかし、畿内などの莊園発達地帯では、武士団の形成はむずかしかつた。頼親流源氏などが衰退したゆえんである。ともかく、諸国各地で中央からくだつた莊官的下級貴族や武士が、中世武士として發展してくるのは、鎌倉幕府の成立にもとづき、將軍家と主従関係を持つに至つたものにおいてである。頼親流源氏の親治の子孫のうち、御家人化を望んだものもあつたが、それも莊園領主側の妨害によつて成功しなかつたし、その多くは、莊園領主への忠誠をつづけたといえる。その限りにおいては、とうぜん衰退が訪れるのである。この点、頼光流の美濃源氏土岐氏が、発生状態はほぼ同じと思われるものの、中世にわたつて繁栄するとの相違がある。

註1・2 頼光から摂津源氏多田氏が出る。その在地性の進展にしても同趣と思われる。それぞれ詳細に論究さるべきである。

五

武士の発生を説く場合、その土着性が注目さるべきだが、これを強調する弊が感じられる。古代末期において、武

門武士はなお純化していないし、土着性を強く示したものとはいえない。やがて武家が成立するが、中世末期に至るまで、それが貴族武家に終始するゆえんもここに発する。武家の下部組織をなす在地武士も、莊官的武士からの脱皮が遅々とした。そこで、貴族武家が永らえたわけである。

源氏にしても、保元の乱に至るまでは、公家貴族の範疇にある。たまたま東国に進出した頼信流源氏が武士の棟梁化を進めたわけだが、その棟梁化も、その貴族的存在が迎えられたものである。そして、保元の乱以来、この流が武家の形成を進めたし、諸源氏は改めてこれに従属するか、或いは衰退したものである。ともかく、古代末期において武士というべきものは、いちおう貴族武士といえよう。後世の武士とは、その性格をやや異にするものである。かかる所論の提案として、庶流とはいえ、頼親流源氏をとりあげ、武士の貴族的性格を本稿に論じたものである。